

(高等裁判所経由)

宇都宮地裁第785号

(組ろ-02)

平成31年4月19日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

宇都宮地方裁判所長 岩井伸晃

裁判事務の分配等の定めについて

(平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告)

4月15日現在の裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定めについては、別添のとおりです。

平成 31 年度における宇都宮地方裁判所及び管内簡易
裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、
開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定め

平成 30 年 12 月 14 日裁判官会議決議
平成 31 年 1 月 1 日施行
平成 31 年 1 月 10 日応急措置
平成 31 年 1 月 16 日施行
平成 31 年 3 月 15 日一部改正
平成 31 年 3 月 25 日施行
平成 31 年 3 月 15 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日施行

目 次

第1編 裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序並びに開廷の日割

第1章 通則（第1条～第14条）	1
第2章 刑事裁判事務の分配の特則（第15条～第25条）	5
第2編 司法行政事務の代理順序（第26条～第30条）	9
附 則	10

別表第1

1 地方裁判所

(1) 本庁民事部	12
(2) 本庁刑事部	18
(3) 真岡支部	22
(4) 大田原支部	22
(5) 栃木支部	23
(6) 足利支部	26

2 簡易裁判所

(1) 宇都宮	28
(2) 真岡	29
(3) 大田原	30
(4) 栃木	31
(5) 小山	32
(6) 足利	33

別表第2

別表第3

別表第4

別表第5

別表第6

別表第7

(参考) 本庁において取り扱う事件

平成31年度における宇都宮地方裁判所及び管内簡易裁判所の
裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並び
に司法行政事務の代理順序についての定め

第1編 裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序並びに開廷の日割

第1章 通則

(裁判官の配置)

第1条 裁判官の配置は、別表第1の「裁判官の配置」のとおりとする。

2 所長は、新任判事補に対し、研さんのため、期間又は日を定めて、本庁の所属部以外の部の裁判事務の取扱いを命ずることができる。

(調停事件の調停主任)

第2条 本庁民事部、管内支部及び管内簡易裁判所においては、調停事件を担当する裁判官を調停事件の調停主任とする。

(労働審判事件の労働審判官)

第3条 本庁民事部においては、労働審判事件を担当する裁判官を労働審判事件の労働審判官とする。

(裁判事務の分配)

第4条 裁判事務の分配は、別段の定めのある場合を除き、別表第1の「裁判事務の分配」のとおりとする。

2 裁判所書記官、専門委員、民事調停委員又は労働審判員の除斥又は忌避事件の分配については、裁判官の除斥又は忌避事件の分配の定めを準用する。この場合において、「裁判官」とあるのを「裁判官が審理する事件を担当する裁判所書記官、専門委員、民事調停委員又は労働審判員」と読み替えるものとする。ただし、簡易裁判所の裁判所書記官、専門委員又は民事調停委員の除斥又は忌避事件は、当該裁判所書記官、専門委員又は民事調停委員の所属する簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に分配する。

(事件の分配方法)

第5条 事件は、複数の部又は係がある場合には、別表第1の「裁判事務の分配」に定める種別及び分配比率により、前年度最後に受理した部又は係の次の部又は係から、それぞれ分配する。

2 この定め（以下「事務分配規定」という。）に定めのない事件については、性質が最も近い種別の事件の分配の定めに準じて分配する。

（付随事件の分配）

第6条 別表第1の「裁判事務の分配」に掲げる各事件に関する付随事件は、別段の定めのある場合を除き、基本となる事件の分配を受けた裁判所が取り扱う。

（原裁判、無罪の裁判、裁判の言渡し、刑の言渡しをした部又は係がない場合の特則）

第7条 原裁判、無罪の裁判、裁判の言渡し、刑の言渡しをした部又は係に配付する事件について、その部又は係がない場合には、現在する部又は係に、平等の比率で受理の順序に従って順次分配する。

（事件の再分配）

第8条 事件の分配を受けた部又は係が、所属する裁判官に法律上職務を行うことができない事由があるため裁判所を構成することができない場合には、当該事件を同一種別の事件の分配を受けるべき他の部又は係に分配し、同数の同一種別の新受事件を当該部又は係に分配する。

（事件の移転）

第9条 一の部又は係に分配された事件で、関連事件であることなどにより、他の部又は係において処理するのを相当と認められるものは、関係する部又は係の協議により、これを当該他の部又は係に移すことができる。

2 前項の定めにより、事件の移転をした部又は係に対して、当該手続がとられた直後に受理した同数の同一種別の事件を分配する。ただし、関係する部又は係の協議によりこれと異なる取扱いをすることができる。

（事件の回付）

第10条 本庁又は支部に係属した事件で、他の支部又は本庁において取り扱うのを相当と認められるものは、関係裁判官の協議により当該事件を他の支部又は本庁へ回付することができる。

(事件分配の特別措置)

第11条 裁判官会議は、この事務分配規定に定める事件の分配方法によることが相当でない特別の理由がある場合には、当該事件を分配する部若しくは支部又は係を指定することができる。

2 裁判官会議は、部又は係に対し、これを相当とする特別の理由がある場合には、事件の分配の全部若しくは一部を停止し、若しくはこれを解除し、又は既分配事件数を減じ、当該事件を他の部又は係に移転することができる。

3 所長は、緊急を要するときは、前2項の定めにかかわらず、事件を分配する部若しくは係を指定し、又は前項の措置を講じることができる。この場合においては、その後最初に開かれる裁判官会議の承認を求めなければならない。

(地方裁判所の裁判官の代理順序)

第12条 地方裁判所の裁判官に差し支えがある場合における裁判事務については、別段の定めのあるときを除き、当該裁判官の所属する部又は支部の他の裁判官が別表第1の「裁判官の配置」に登載の順序で代理する。ただし、栃木支部については別表第2の1のとおり代理する（以下、該当する裁判官が複数ある場合につき、同様とする。）。

なお、これによることができないときは、次の順序で他の部又は支部の裁判官が代理する。

- (1) 本庁民事部 第一民事部につき、第二民事部、刑事部
第二民事部につき、第一民事部、刑事部
- (2) 本庁刑事部 第一民事部、第二民事部
- (3) 真岡支部 民事事件につき本庁第一民事部、第二民事部、刑事事件につき
本庁刑事部

(4) 大田原支部 民事事件につき本庁第二民事部, 第一民事部, 刑事事件につき本庁刑事部

(5) 栃木支部 足利支部, 民事事件につき本庁第一民事部, 第二民事部, 刑事事件につき本庁刑事部

(6) 足利支部 栃木支部, 民事事件につき本庁第二民事部, 第一民事部, 刑事事件につき本庁刑事部

2 前項の代理順序によることができないときは, 所長の指名する本庁又は支部の他の裁判官が代理する。

(簡易裁判所の裁判官の代理順序)

第13条 簡易裁判所の裁判官に差し支えがある場合における裁判事務については, 別段の定めのあるときを除き, 当該簡易裁判所の他の裁判官が代理する。ただし, 栃木簡易裁判所については別表第2の2の順序による。

なお, これによることができないときは, 次の順序で本庁の簡易裁判所判事の資格を有する裁判官又は他の簡易裁判所の裁判官が代理する。

(1) 宇都宮 民事事件につき, 本庁第一民事部, 第二民事部
刑事事件につき, 本庁刑事部

(2) 真岡 宇都宮, 小山

(3) 大田原 宇都宮

(4) 栃木 小山, 足利

(5) 小山 栃木, 宇都宮

(6) 足利 栃木, 小山

2 前項の代理順序によることができないときは, 所長の指名するその他の簡易裁判所の裁判官又は地方裁判所の簡易裁判所判事の資格を有する裁判官が代理する。

(開廷の日割)

第14条 開廷の日割は, 別表第1の「開廷日」のとおりとする。

第2章 刑事裁判事務の分配の特則

(本庁における上訴権回復請求事件等の分配)

第15条 本庁における次の各号に掲げる事件は、それぞれ当該各号に定める部又は係に分配する。

- | | |
|---|---------------|
| (1) 上訴権回復請求事件 | 原裁判をした部又は係 |
| (2) 刑事補償請求事件及び刑事費用補償請求事件 | 無罪等の裁判をした部又は係 |
| (3) 訴訟費用執行免除申立事件、裁判の疑義の解釈申立事件、裁判の執行の異議申立事件、その他法令において裁判の言渡しをした裁判所に対して請求すべきものと定められた事件 | 裁判の言渡しをした部又は係 |
| (4) 刑法第52条の刑の決定請求事件及び刑事訴訟法第96条第3項の保釈保証金没取請求事件 | 刑の言渡しをした部又は係 |

(本庁及び宇都宮簡易裁判所における執務時間内の令状請求事件並びに公訴提起前の勾留に関する処分並びに被疑者段階の国選弁護人選任に関する処理並びに公訴提起後第1回公判期日前の勾留・保釈に関する処分)

第16条 本庁及び宇都宮簡易裁判所における執務時間（裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く各曜日（以下「平日」という。）の午前8時30分から午後5時までをいう。）内に受理した令状請求事件並びに公訴提起前の勾留に関する処分、被疑者段階の国選弁護人選任に関する処理及び公訴提起後第1回公判期日前の勾留・保釈に関する処分（以下「令状請求事件等」という。）は、別表第3の1に掲げる事件の種別及び受理した曜日ごとに、それぞれ同表に掲げる裁判官が担当し、当該裁判官に差し支えがある場合には、同表第3の2に掲げる裁判官が登載の順に代理する。

なお、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）による臨検搜索許可状について、真岡簡易裁判所の管轄区域内に住居所を有する児

童に係るものは、別表第4に掲げる裁判官が担当する。

(本庁及び宇都宮簡易裁判所における執務時間外の令状請求事件等)

第17条 本庁及び宇都宮簡易裁判所における執務時間外（平日の午後5時から翌日の午前8時30分まで及び休日の午前8時30分から翌日の午前8時30分までをいう。）に受理した令状請求事件並びに公訴提起前の勾留に関する処分は、別表第5に掲げる裁判官が担当する。

なお、児童虐待防止法による臨検捜索許可状について、執務時間外の令状請求事件を担当する裁判官が簡易裁判所判事である場合には、宇都宮簡易裁判所の管轄区域外に住居所を有する児童に係るものは、別表第5の1のA欄に掲げる裁判官が下段から順に担当する。

2 前項により執務時間外において令状請求事件及び公訴提起前の勾留に関する処分を担当する裁判官が公訴の提起を受けた裁判所の裁判官である場合には、執務時間外に受理した公訴提起後第1回公判期日前の勾留・保釈に関する処分をも担当する。

なお、前項により執務時間外において令状請求事件及び公訴提起前の勾留に関する処分を担当する裁判官が、公訴の提起を受けた裁判所以外の裁判官である場合及び公訴の提起を受けた裁判所の裁判官である場合であっても当該処分に係る公判請求事件の審判に関与すべき裁判官であるときには、裁判所の区分に応じて、別表第5の1のA、B欄に掲げる裁判官が下段から順次担当する。

(本庁及び宇都宮簡易裁判所における執務時間外の令状請求事件等を担当する裁判官の指定)

第18条 前条に定める執務時間外の令状請求事件等を担当する裁判官は、毎月あらかじめ所長が定める当番表によって指定する。

(本庁における国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律による命令等の特例)

第19条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。），犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）並びに組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）により地方裁判所の専属管轄である本庁の事件のうち，執務時間内に受理した公訴提起前及び公訴提起後第1回公判期日前において裁判官の権限により処理すべきもの（以下「麻薬特例法による命令等」という。）は，別表第6の区分に従って同表に掲げる裁判官が担当する。

2 執務時間外に受理した麻薬特例法による命令等は，第17条第1項の執務時間外の令状請求事件等を担当する裁判官が第18条の当番表によって指定された日ごとにそれぞれ担当する。ただし，令状請求事件等を担当する裁判官が簡易裁判所の裁判官である場合には，別表第5の1のA欄に掲げる裁判官が下段から順に担当する。

3 通信傍受法に規定する傍受の原記録の保管事務は，刑事部総括裁判官が担当する。

（本庁における心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による鑑定入院命令の申立てに関する処分及び連戻状の請求に関する処分）

第20条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）により執務時間内に受理した鑑定入院命令の申立てに関する処分（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則第50条，84条の通知を鑑定入院命令手続と併せて行うときは，同通知事務を含む。）及び連戻状の請求に関する処分（以下「鑑定入院命令等の処分」という。）は，別表第7に掲げる受理した曜日ごとに，それぞれ同表に掲げる裁判官が担当する。

2 執務時間外に受理した鑑定入院命令等の処分は，第17条第1項の執務時間外

の令状請求事件等を担当する裁判官が第18条の当番表によって指定された日ごとにそれぞれ担当する。ただし、令状請求事件等を担当する裁判官が簡易裁判所の裁判官である場合には、別表第5の1のA欄に掲げる裁判官が下段から順に担当する。

(本庁及び宇都宮簡易裁判所における執務時間外の被疑者段階の国選弁護人選任に関する処理)

第21条 執務時間外の被疑者段階の国選弁護人選任に関する処理は、第17条第1項の執務時間外の令状請求事件等を担当する裁判官が第18条の当番表によつて指定された日ごとにそれぞれ担当する。ただし、選任請求を受理した裁判所が本庁又は支部であり、事務の引継ぎを受けた令状請求事件等を担当する裁判官が簡易裁判所の裁判官である場合には、別表第5の1のA欄に掲げる裁判官が下段から順に担当し、選任請求を受理した裁判所が簡易裁判所であり、事務の引継ぎを受けた令状請求事件等を担当する裁判官が簡易裁判所の裁判官の資格のない裁判官である場合には、別表第5の1のB欄に掲げる裁判官が上段から順に担当する。

(本庁及び宇都宮簡易裁判所における執務時間外の令状請求事件等、麻薬特例法による命令等、医療観察法による鑑定入院命令等の処分及び被疑者段階の国選弁護人選任に関する処理を担当する裁判官の代理順序)

第22条 第17条の定めにより事件を担当すべき裁判官に差し支えがある場合には、別表第5の1のA欄に掲げる裁判官については下段から順に代理し、同B欄に掲げる裁判官については上段から順に代理し、これらによれないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

2 第19条第1項及び第2項並びに第20条第2項の定めにより事件を担当すべき裁判官に差し支えがある場合には、別表第5の1のA欄に掲げる裁判官が下段から順に代理し、これによれないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

(本庁及び宇都宮簡易裁判所における勾留理由開示請求事件)

第23条 本庁及び宇都宮簡易裁判所における公訴提起前並びに公訴提起後第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件は、勾留状を発した裁判官が担当する。

2 本庁及び宇都宮簡易裁判所において、公訴の提起が勾留状を発した裁判官の属しない裁判所に対してされた場合には、勾留理由開示請求事件は、当該裁判所が地方裁判所であるときは別表第5の1のA欄に掲げる最下段の裁判官が、簡易裁判所であるときは同表のB欄に掲げる最上段の裁判官が、それぞれ担当する。

3 前2項の定めにより勾留理由開示請求事件を担当すべき裁判官に差し支えがある場合には、前条第1項の定めを準用する。

(支部及び簡易裁判所（宇都宮簡易裁判所を除く。）における令状請求事件等)

第24条 支部及び支部併設簡易裁判所において、執務時間内に受理した令状請求事件等は、支部及び支部併設の簡易裁判所の裁判官が、あらかじめ協議して定める順序に従って担当する。

2 支部及び簡易裁判所（宇都宮簡易裁判所を除く。）における執務時間外の令状請求事件等は、特段の事情のない限り、本庁又は宇都宮簡易裁判所において取り扱う。

3 真岡支部における公訴提起後第1回公判期日前の勾留・保釈に関する処分は、真岡簡易裁判所の裁判官の職務を代行する裁判官が在庁する場合に限り、その裁判官が取り扱う。

(準抗告事件等)

第25条 刑事訴訟法第429条の準抗告事件並びに医療観察法第72条第1項及び第73条第1項の申立事件は、本庁刑事部において取り扱う。

第2編 司法行政事務の代理順序

(所長の代理)

第26条 所長に差し支えがある場合における司法行政事務については、次の順序に従って代理する。

第1順位 伊良原 恵 吾

第2順位 河本晶子

第3順位 岡田健彦

(部総括裁判官の代理)

第27条 本庁第一民事部、第二民事部又は刑事部の総括裁判官に差し支えがある場合における司法行政事務については、当該部の未特例判事補を除く他の裁判官が代理し、これによれないときは、本庁第一民事部については第二民事部の、第二民事部については第一民事部の、刑事部については第一民事部及び第二民事部の、未特例判事補を除く他の裁判官が順次代理する。

(支部長の代理)

第28条 真岡支部長に差し支えがある場合における司法行政事務については、本庁第一民事部、第二民事部及び刑事部の総括裁判官がその順序に従って代理し、大田原支部長、栃木支部長又は足利支部長に差し支えがある場合における司法行政事務については、当該支部の他の裁判官が代理する。

(司法行政事務を掌理する裁判官の代理)

第29条 簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合における司法行政事務については、当該簡易裁判所の他の裁判官が代理する。

なお、宇都宮簡易裁判所においては、次の順序に従って代理し、第1順位の者を上席裁判官という。

第1順位 久川三紀夫

第2順位 高橋弘人

(所長の指名による代理)

第30条 前4条の定めによることができない場合には、所長の指名する他の裁判官が代理する。

附 則

この定めは、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成31年1月16日から施行する。

附 則

この定めは、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この定めは、平成31年4月1日から施行する。

(別表第1)

1 地方裁判所

部	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日
(1) 本庁民事部 第一民事部	(合議) 判事 (総) 河 本 晶 子 判事補 國 原 徳太郎 (特) 判事補 柿 部 泰 宏 判事補 平古場 郁 弥	<p>① 第一民事部の単独事件を合議体で審判する旨を決定した事件 全部</p> <p>② 民事控訴事件 2分の1</p> <p>③ 民事抗告事件 2分の1</p> <p>④ 第一民事部がした裁判に対する飛躍上告・上告・抗告受理事件 全部</p> <p>⑤ 除斥・忌避事件 ア 第二民事部の裁判官に対する事件 全部</p> <p>イ 支部及び管内簡易裁判所の民事事件を取り扱う裁判官に対する事件 2分の1</p> <p>⑥ 差戻事件 ア 第二民事部が原裁判をした合議事件 全部</p> <p>イ 栃木支部が原裁判をした民事合議事件 2分の1</p> <p>⑦ 第一民事部が原裁判をした合議事件の再審事件 全部</p> <p>⑧ 裁判員法第42条1項の異議申立事件（裁判員法第41条2項1号の簡易却下決定に対するものを除く。） 2分の1</p>	木
	(1係) 判事 河 本 晶 子	<p>① 民事通常訴訟事件 8分の2</p> <p>② 手形・小切手訴訟事件 4分の1</p> <p>③ 行政訴訟事件 2分の1</p> <p>④ 地方自治法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする仮差押え又は仮処分の事件のうち、先行する第242条の2第1項第4号の規定による訴訟についての判決を第一民事部又は第一民事部の裁判官が言い渡し</p>	火、水

	たもの	全部
⑤ 破産事件 管財事件	2分の1	
⑥ 保全命令に関する事件 ア 労働関係事件、知的財産権関係事件、商事仮処分事件及び消費者裁判手続特例法関係事件	4分の1	
イ 保全異議事件及び保全取消事件	4分の1	
⑦ 労働審判事件	4分の1	
⑧ 民事非訟事件・公示催告事件・商事非訟事件（特別清算事件及び過料事件を除く。）	2分の1	
⑨ 労働組合法第32条から第32条の4までに規定する過料事件	2分の1	
⑩ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第33条に規定する過料事件	2分の1	
⑪ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第47条に規定する過料事件	2分の1	
⑫ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第68条に規定する過料事件	2分の1	
⑬ 再生事件及び会社更生事件	2分の1	
⑭ 特別清算事件	2分の1	
⑮ 人身保護事件	2分の1	
⑯ 船舶所有者責任制限事件	全部	
⑰ 油濁損害賠償責任制限事件	全部	
⑱ 簡易確定事件	2分の1	
⑲ 第二民事部が原裁判をした単独事件の差戻事件	2分の1	
⑳ 第一民事部1係が原裁判をした事件の再審事件	全部	
(2係)	① 民事通常訴訟事件	8分の2
		火、水

判事補 國 原 徳太郎 (特)	② 手形・小切手訴訟事件 4分の1 ③ 破産事件 ア 管財事件 2分の1 イ ア以外の破産事件 3分の1 ④ 保全命令に関する事件 ア 労働関係事件, 知的財産権関係事件, 商事仮処分事件及び消費者裁判手続特例法関係事件 4分の1 イ 保全異議事件及び保全取消事件 4分の1 ⑤ 仮登記仮処分事件 2分の1 ⑥ 労働審判事件 4分の1 ⑦ 調停申立事件 2分の1 ⑧ 借地非訟事件 2分の1 ⑨ 再生事件及び会社更生事件 2分の1 ⑩ 特別清算事件 2分の1 ⑪ 簡易確定事件 2分の1 ⑫ 第二民事部が原裁判をした単独事件の差戻事件 2分の1 ⑬ 第一民事部2係が原裁判をした事件の再審事件 全部	
判事補 柿 部 泰 宏	① 破産事件(管財事件を除く。) 3分の1 ② 保全命令に関する事件(労働関係事件, 知的財産権関係事件, 商事仮処分事件, 消費者裁判手続特例法関係事件, 保全異議事件及び保全取消事件を除く。) 3分の1 ③ 民事証拠保全事件(本案提起後の事件を除く。) 3分の1 ④ 民事共助事件 2分の1 ⑤ 訴え提起前の証拠収集処分 2分の1 ⑥ 民事に関するその他の雑事件(仮登記仮処分事件を除く。) 2分の1	随時
判 事 岩 井 伸 晃	過料事件(別に定めのある場合を除く。)	随時

	判事 梶 直穂	破産事件（管財事件を除く。） 3分の1	随時
	判事補 渡邊聖人	保全命令に関する事件（労働関係事件、知的財産権関係事件、商事仮処分事件、消費者裁判手続特例法関係事件、保全異議事件、保全取消事件及び仮の地位を定める仮処分事件を除く。） 3分の1	随時
第二民事部	(合議) 判事(総) 伊良原 恵吾 判事 南部 潤一郎 判事補 平古場 郁弥 判事補 柿部 泰宏	<p>① 第二民事部の単独事件を合議体で審判する旨を決定した事件 全部</p> <p>② 民事控訴事件 2分の1</p> <p>③ 民事抗告事件 2分の1</p> <p>④ 第二民事部がした裁判に対する飛躍上告・上告・抗告受理事件 全部</p> <p>⑤ 除斥・忌避事件 ア 第一民事部の裁判官に対する事件 全部 イ 支部及び管内簡易裁判所の民事事件を取り扱う裁判官に対する事件 2分の1</p> <p>⑥ 差戻事件 ア 第一民事部が原裁判をした合議事件 全部 イ 栃木支部が原裁判をした民事合議事件 2分の1</p> <p>⑦ 第二民事部が原裁判をした合議事件の再審事件 全部</p> <p>⑧ 裁判員法第42条1項の異議申立事件（裁判員法第41条2項1号の簡易却下決定に対するものを除く。） 2分の1</p>	水
	(1係) 判事 伊良原 恵吾	<p>① 民事通常訴訟事件 8分の2</p> <p>② 手形・小切手訴訟事件 4分の1</p> <p>③ 行政訴訟事件 2分の1</p> <p>④ 地方自治法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする仮差押え又は仮処分の事件のうち、先行する第242条</p>	月、木

	<p>の 2 第 1 項第 4 号の規定による訴訟についての判決を第二民事部又は第二民事部の裁判官が言い渡したもの 全部</p> <p>⑤ 民事執行法等による執行関係事件 財産開示事件に係る過料事件 2 分の 1</p> <p>⑥ 保全命令に関する事件 ア 労働関係事件、知的財産権関係事件、商事仮処分事件及び消費者裁判手続特例法関係事件 4 分の 1</p> <p>イ 保全異議事件及び保全取消事件 4 分の 1</p> <p>⑦ 労働審判事件 4 分の 1</p> <p>⑧ 民事非訟事件・公示催告事件・商事非訟事件（特別清算事件及び過料事件を除く。） 2 分の 1</p> <p>⑨ 労働組合法第 32 条から第 32 条の 4 までに規定する過料事件 2 分の 1</p> <p>⑩ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 33 条に規定する過料事件 2 分の 1</p> <p>⑪ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 47 条に規定する過料事件 2 分の 1</p> <p>⑫ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 68 条に規定する過料事件 2 分の 1</p> <p>⑬ 人身保護事件 2 分の 1</p> <p>⑭ 第一民事部が原裁判をした単独事件の差戻事件 2 分の 1</p> <p>⑮ 第二民事部 1 係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p>	
(2 係) 判 事 南 部 潤一郎	<p>① 民事通常訴訟事件 8 分の 2</p> <p>② 手形・小切手訴訟事件 4 分の 1</p>	火、金

	<p>③ 民事執行法等による執行関係事件</p> <p>ア 不動産等事件 10分の4</p> <p>イ ア以外の事件（財産開示事件を除く。） 10分の4</p> <p>ウ 財産開示事件に係る過料事件 2分の1</p> <p>④ 保全命令に関する事件</p> <p>ア 労働関係事件、知的財産権関係事件、商事仮処分事件及び消費者裁判手続特例法関係事件 4分の1</p> <p>イ 保全異議事件及び保全取消事件 4分の1</p> <p>⑤ 仮登記仮処分事件 2分の1</p> <p>⑥ 労働審判事件 4分の1</p> <p>⑦ 調停申立事件 2分の1</p> <p>⑧ 借地非訟事件 2分の1</p> <p>⑨ 第一民事部が原裁判をした単独事件の差戻事件 2分の1</p> <p>⑩ 第二民事部2係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p>	
判事補 平古場 郁 弥	<p>① 民事執行法等による執行関係事件</p> <p>ア 不動産等事件 10分の3</p> <p>イ 財産開示事件 全部</p> <p>ウ ア及びイ以外の事件 10分の3</p> <p>② 保全命令に関する事件（労働関係事件、知的財産権関係事件、商事仮処分事件、消費者裁判手続特例法関係事件、保全異議事件及び保全取消事件を除く。） 3分の1</p> <p>③ 民事証拠保全事件（本案提起後の事件を除く。） 3分の1</p> <p>④ 民事共助事件 2分の1</p> <p>⑤ 訴え提起前の証拠収集処分 2分の1</p> <p>⑥ 民事に関するその他の雑事件（仮登記仮処分事件を除く。） 2分の1</p>	随時

	判事 小笠原 義泰	民事執行法等による執行関係事件 ① 不動産等事件 10分の3 ② ①以外の事件（財産開示事件を除く。） 10分の3	随時
(2) 本庁刑事部	(合議) 判事(総) 岡田 健彦 判事 柴田 誠 判事 小笠原 義泰 判事 梶 直穂 判事 東尾 栄子 判事補 渡邊 聖人	① 刑事合議事件 ② 除斥・忌避・回避事件 ア 刑事部、支部及び管内簡易裁判所の刑事事件を取り扱う裁判官に対する事件 イ 医療観察法による精神保健審判員に対する事件 ③ 刑事部又は栃木支部が原裁判をした刑事合議事件の差戻事件 ④ 刑事部が原裁判をした合議事件の再審事件 ⑤ 起訴強制事件 ⑥ 刑事訴訟法第266条第2号の規定により審判に付された事件 ⑦ 医療観察法第41条第1項の決定に基づく対象行為の存否に関する審理及び裁判 以上全部	随時
	(1係) 判事 岡田 健彦	① 公判請求事件 ア 即決裁判申立事件 5分の1 イ ア以外の事件 5分の1 ② 刑事部が原裁判をした単独事件の差戻事件 5分の1 ③ 1係が原裁判をした事件の再審事件 全部 ④ 医療観察法による各種処遇事件（医療観察法第33条第1項、第49条第1項・第2項、第50条、第54条第1項・第2項、第55条、第59条第1項・第2項の規定による申立てに係る事件） 5分の1 ⑤ 医療観察法による競合する処分の調整の申立てに係る事件 5分の1 ⑥ 鑑定入院先の指定を変更する命令に係る処分 5分の1 ⑦ 医療観察法による精神保健審判	火、金

	<p>員が任命される前の各種通知事務 (規則第39条第1項, 第50条, 第72条, 第74条, 第78条, 第80条, 第84条) 5分の1</p> <p>⑧ 刑事部が原裁判をした医療観察 法による事件の差戻事件 5分の1</p> <p>⑨ 保護命令事件 3分の1</p> <p>⑩ 刑事証拠保全請求事件及び証人 尋問請求事件(合議事件) 5分の1</p>	
(2係) 判事 柴田 誠	<p>① 公判請求事件 ア 即決裁判申立事件 5分の1 イ ア以外の事件 5分の1</p> <p>② 刑事部が原裁判をした単独事件 の差戻事件 5分の1</p> <p>③ 2係が原裁判をした事件の再審 事件 全部</p> <p>④ 医療観察法による各種処遇事件 (医療観察法第33条第1項, 第 49条第1項・第2項, 第50条, 第54条第1項・第2項, 第55 条, 第59条第1項・第2項の規 定による申立てに係る事件) 5分の1</p> <p>⑤ 医療観察法による競合する処分 の調整の申立てに係る事件 5分の1</p> <p>⑥ 鑑定入院先の指定を変更する命 令に係る処分 5分の1</p> <p>⑦ 医療観察法による精神保健審判 員が任命される前の各種通知事務 (規則第39条第1項, 第50条, 第72条, 第74条, 第78条, 第80条, 第84条) 5分の1</p> <p>⑧ 刑事部が原裁判をした医療観察 法による事件の差戻事件 5分の1</p> <p>⑨ 保護命令事件 3分の1</p> <p>⑩ 刑事証拠保全請求事件及び証人 尋問請求事件(合議事件) 5分の1</p>	水, 金

(3係) 判事 小笠原 義泰	<p>① 公判請求事件 ア 即決裁判申立事件 5分の1 イ ア以外の事件 5分の1</p> <p>② 刑事部が原裁判をした単独事件の差戻事件 5分の1</p> <p>③ 3係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p> <p>④ 医療観察法による各種処遇事件 (医療観察法第33条第1項, 第49条第1項・第2項, 第50条, 第54条第1項・第2項, 第55条, 第59条第1項・第2項の規定による申立てに係る事件) 5分の1</p> <p>⑤ 医療観察法による競合する処分の調整の申立てに係る事件 5分の1</p> <p>⑥ 鑑定入院先の指定を変更する命令に係る処分 5分の1</p> <p>⑦ 医療観察法による精神保健審判員が任命される前の各種通知事務 (規則第39条第1項, 第50条, 第72条, 第74条, 第78条, 第80条, 第84条) 5分の1</p> <p>⑧ 刑事部が原裁判をした医療観察法による事件の差戻事件 5分の1</p> <p>⑨ 保護命令事件 3分の1</p> <p>⑩ 刑事証拠保全請求事件及び証人尋問請求事件(合議事件) 5分の1</p>	月, 水
(4係) 判事 梶 直穂	<p>① 公判請求事件 ア 即決裁判申立事件 5分の1 イ ア以外の事件 5分の1</p> <p>② 刑事部が原裁判をした単独事件の差戻事件 5分の1</p> <p>③ 4係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p> <p>④ 医療観察法による各種処遇事件 (医療観察法第33条第1項, 第49条第1項・第2項, 第50条, 第54条第1項・第2項, 第55</p>	月, 木

	<p>条、第59条第1項・第2項の規定による申立てに係る事件) 5分の1</p> <p>⑤ 医療観察法による競合する処分の調整の申立てに係る事件 5分の1</p> <p>⑥ 鑑定入院先の指定を変更する命令に係る処分 5分の1</p> <p>⑦ 医療観察法による精神保健審判員が任命される前の各種通知事務(規則第39条第1項、第50条、第72条、第74条、第78条、第80条、第84条) 5分の1</p> <p>⑧ 刑事部が原裁判をした医療観察法による事件の差戻事件 5分の1</p> <p>⑨ 刑事証拠保全請求事件及び証人尋問請求事件(合議事件) 5分の1</p>	
(5係) 判事 東尾栄子	<p>① 公判請求事件 ア 即決裁判申立事件 5分の1 イ ア以外の事件 5分の1</p> <p>② 刑事部が原裁判をした単独事件の差戻事件 5分の1</p> <p>③ 5係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p> <p>④ 医療観察法による各種処遇事件(医療観察法第33条第1項、第49条第1項・第2項、第50条、第54条第1項・第2項、第55条、第59条第1項・第2項の規定による申立てに係る事件) 5分の1</p> <p>⑤ 医療観察法による競合する処分の調整の申立てに係る事件 5分の1</p> <p>⑥ 鑑定入院先の指定を変更する命令に係る処分 5分の1</p> <p>⑦ 医療観察法による精神保健審判員が任命される前の各種通知事務(規則第39条第1項、第50条、第72条、第74条、第78条、</p>	月、水

		<p>第80条、第84条) 5分の1</p> <p>⑧ 刑事部が原裁判をした医療観察法による事件の差戻事件 5分の1</p> <p>⑨ 刑事証拠保全請求事件及び証人尋問請求事件（合議事件） 5分の1</p>	
判事補 渡 邊 聖 人		<p>① 刑事証拠保全請求事件及び証人尋問請求事件（合議事件を除く） 全部</p> <p>② 刑事訴訟法第430条の準抗告事件及び刑事確定訴訟記録法の不服申立事件 全部</p> <p>③ 刑事共助事件 全部</p> <p>④ 組織的犯罪処罰法第62条第1項の審査請求事件及び同法第65条第1項の取消請求事件並びに麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第65条第1項の例によるとされた審査請求事件及び同法第65条第1項の例によるとされた取消請求事件 全部</p> <p>⑤ 医療観察法第24条第2項の嘱託による事実の取調べ 全部</p> <p>⑥ 檢察審査会法第41条の9の弁護士の指定等に関する処分 全部</p> <p>⑦ 刑の執行猶予取消請求事件 全部</p> <p>⑧ 民事証拠保全事件（本案提起後の事件を除く。） 3分の1</p>	随時
(3) 真岡支部	判 事 中 畑 洋 輔	<p>① 民事に関する事件 全部</p> <p>② 刑事に関する事件 全部</p> <p>③ 医療観察法第33条第1項、第59条第1項・第2項の申立てに係る事務 全部</p> <p>④ 医療観察法による鑑定入院命令に関する処分 全部</p> <p>⑤ 医療観察法による精神保健審判員が任命される前の各種通知事務（規則第39条第1項、第50条、第84条） 全部</p>	水木

(4) 大田原支部	(1係) 判事 渡辺 力	① 民事通常訴訟事件, 手形・小切手訴訟事件 ② 破産・再生事件 ③ 簡易確定事件 ④ 調停申立事件 ⑤ 保全命令に関する事件 ⑥ 民事証拠保全事件 ⑦ 民事に関するその他の事件（2係が行うものを除く。） ⑧ 公訴提起後第1回公判期日前の勾留・保釈に関する処分 ⑨ 2係が原裁判をした事件の差戻事件 ⑩ 1係が原裁判をした事件の再審事件	火, 水 月, 木 水
	(2係) 判事 東尾和幸	① 刑事公判請求事件 ② 刑事に関するその他の事件（公訴提起後第1回公判期日前の勾留・保釈に関する処分を除く。） ③ 医療観察法第33条第1項, 第59条第1項・第2項の申立てに係る事務 ④ 医療観察法による鑑定入院命令に関する処分 ⑤ 医療観察法による精神保健審判員が任命される前の各種通知事務（規則第39条第1項, 第50条, 第84条） ⑥ 民事執行法等による執行関係事件 ⑦ 人身保護事件及び保護命令事件 ⑧ 非訟事件 ⑨ 過料事件 ⑩ 1係が原裁判をした事件の差戻事件 ⑪ 2係が原裁判をした事件の再審事件	月, 木
(5) 栃木支部	(合議) 判事 片山憲一 判事 秋庭美佳	民事・刑事に関する合議事件	全部 木

判事補 横井 真由美 (特)		
(1係) 判事 片山憲一	<p>① 民事通常訴訟事件 2分の1</p> <p>② 手形・小切手訴訟事件 2分の1</p> <p>③ 調停申立事件 全部</p> <p>④ 債権配当事件 全部</p> <p>⑤ 債権執行関係事件 (債権配当事 件を除く。) 5分の1</p> <p>⑥ 破産事件 2分の1</p> <p>⑦ 簡易確定事件 2分の1</p> <p>⑧ 再生事件 2分の1</p> <p>⑨ 保全命令に関する事件 (本案が 1係に係属している分) 全部</p> <p>⑩ 保護命令事件 2分の1</p> <p>⑪ 3係が原裁判をした事件の差戻 事件 全部</p> <p>⑫ 1係が原裁判をした事件の再審 事件 全部</p> <p>⑬ 刑事共助事件 全部</p> <p>⑭ 刑事訴訟法第430条の準抗告 事件及び刑事確定訴訟記録法の不 服申立事件 全部</p> <p>⑮ 刑事証拠保全請求事件及び証人 尋問請求事件 3分の1</p> <p>⑯ 刑事公判請求事件の第1回公判 期日前の勾留・保釈に関する処分 5分の2</p> <p>⑰ その他2係及び3係が行う以外 の刑事に関する事件 全部</p> <p>⑱ 医療観察法第33条第1項、第 59条第1項・第2項の申立てに 係る事務 3分の1</p> <p>⑲ 医療観察法による鑑定入院命令 に関する処分 3分の1</p> <p>⑳ 医療観察法による精神保健審判 員が任命される前の各種通知事務 (規則第39条第1項、第50条, 第84条) 3分の1</p>	水, 金 木
(2係) 判事 秋庭美佳	<p>① 民事通常訴訟事件 2分の1</p> <p>② 手形・小切手訴訟事件 2分の1</p>	月, 火

	<p>③ 債権執行関係事件（債権配当事 件を除く。） 5分の4</p> <p>④ 破産事件 2分の1</p> <p>⑤ 簡易確定事件 2分の1</p> <p>⑥ 再生事件 2分の1</p> <p>⑦ 保全命令に関する事件（本案が 1係に係属している分を除く。） 2分の1</p> <p>⑧ 人身保護事件 2分の1</p> <p>⑨ 保護命令事件 2分の1</p> <p>⑩ 民事証拠保全事件 2分の1</p> <p>⑪ 民事共助事件 2分の1</p> <p>⑫ その他1係及び3係が行う以外 の民事に関する事件 全部</p> <p>⑬ 刑事証拠保全請求事件及び証人 尋問請求事件 3分の1</p> <p>⑭ 刑事公判請求事件の第1回公判 期日前の勾留・保釈に関する処分 5分の3</p> <p>⑮ 檢察審査会法第41条の9の弁 護士の指定等に関する処分 全部</p> <p>⑯ 1係が原裁判をした事件の差戻 事件 全部</p> <p>⑰ 2係が原裁判をした事件の再審 事件 全部</p> <p>⑱ 医療観察法第33条第1項、第 59条第1項・第2項の申立てに 係る事務 3分の1</p> <p>⑲ 医療観察法による鑑定入院命令 に関する処分 3分の1</p> <p>⑳ 医療観察法による精神保健審判 員が任命される前の各種通知事務 (規則第39条第1項、第50条, 第84条) 3分の1</p>	
(3係) 判事補 横井 真由美 (特)	<p>① 刑事公判請求事件 全部</p> <p>② 保全命令に関する事件（本案が 1係に係属している分を除く。） 2分の1</p> <p>③ 人身保護事件 2分の1</p> <p>④ 民事証拠保全事件 2分の1</p> <p>⑤ 民事共助事件 2分の1</p> <p>⑥ 非訟事件及び過料事件 全部</p>	火、水

		<p>⑦ 船舶所有者責任制限事件 全部</p> <p>⑧ 油濁損害賠償責任制限事件 全部</p> <p>⑨ 仮登記仮処分事件 全部</p> <p>⑩ 刑事証拠保全請求事件及び証人 尋問請求事件 3分の1</p> <p>⑪ 2係が原裁判をした事件の差戻 事件 全部</p> <p>⑫ 3係が原裁判をした事件の再審 事件 全部</p> <p>⑬ 医療観察法第33条第1項、第 59条第1項・第2項の申立てに 係る事務 3分の1</p> <p>⑭ 医療観察法による鑑定入院命令 に関する処分 3分の1</p> <p>⑮ 医療観察法による精神保健審判 員が任命される前の各種通知事務 (規則第39条第1項、第50条、 第84条) 3分の1</p>	
(6) 足利支部	(1係) 判事 有賀 直樹	<p>① 民事通常訴訟事件 2分の1</p> <p>② 手形・小切手訴訟事件 2分の1</p> <p>③ 民事執行法等による執行関係事 件 全部</p> <p>④ 農事・鉱害等特殊調停申立事件 全部</p> <p>⑤ 保全命令に関する事件 (本案が 2係に係属している分を除く。) 全部</p> <p>⑥ 商事非訟事件 全部</p> <p>⑦ 船舶所有者責任制限事件 全部</p> <p>⑧ 油濁損害賠償責任制限事件 全部</p> <p>⑨ 簡易確定事件 全部</p> <p>⑩ 民事証拠保全事件 2分の1</p> <p>⑪ 刑事証拠保全請求事件及び証人 尋問請求事件 全部</p> <p>⑫ 公訴提起後第1回公判期日前の 勾留・保釈に関する処分 全部</p> <p>⑬ 檢察審査会法第41条の9の弁 護士の指定等に関する処分 全部</p> <p>⑭ 2係が原裁判をした事件の差戻</p>	月、水

	事件	全部
	⑯ 1係が原裁判をした事件の再審事件	全部
	⑰ 医療観察法第33条第1項、第59条第1項・第2項の申立てに係る事務	2分の1
	⑱ 医療観察法による鑑定入院命令に関する処分	2分の1
	⑲ 医療観察法による精神保健審判員が任命される前の各種通知事務（規則第39条第1項、第50条、第84条）	2分の1
(2係) 判 事 中 畑 啓 輔	① 民事通常訴訟事件 ② 手形・小切手訴訟事件 ③ 保全命令に関する事件（本案が2係に係属している分） ④ 民事・借地非訟事件 ⑤ 破産・再生事件 ⑥ 人身保護事件・保護命令事件 ⑦ 民事証拠保全事件 ⑧ 民事に関するその他の事件 ⑨ 過料事件 ⑩ 刑事公判請求事件 ⑪ 刑事に関するその他の事件（1係が行うものを除く。） ⑫ 1係が原裁判をした事件の差戻事件 ⑬ 2係が原裁判をした事件の再審事件 ⑭ 医療観察法第33条第1項、第59条第1項・第2項の申立てに係る事務	火、木 2分の1 全部 全部 全部 全部 全部 2分の1 全部 全部 全部 全部 全部 全部 全部 全部 2分の1
	⑮ 医療観察法による鑑定入院命令に関する処分 ⑯ 医療観察法による精神保健審判員が任命される前の各種通知事務（規則第39条第1項、第50条、第84条）	水 2分の1 2分の1

2 簡易裁判所

序	裁判官の配置	裁 判 事 務 の 分 配	開廷日
(1) 宇都宮	(1係) 簡易裁判所判事 高橋 弘人	<p>① 民事通常訴訟事件（原告がアペンドル株式会社である事件を除く。） 3分の1</p> <p>② 民事通常訴訟事件（原告がアペンドル株式会社のもの） 10分の3</p> <p>③ 少額訴訟事件 2分の1</p> <p>④ 民事に関するその他の事件（ただし、他の係が行う民事に関する事件を除く。） 2分の1</p> <p>⑤ 令状請求事件 8分の1</p> <p>⑥ 2係が原裁判をした事件の差戻事件 全部</p> <p>⑦ 1係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p>	火 月 月 木(2週に1回)
	(2係) 簡易裁判所判事 杉田 孝行	<p>① 民事通常訴訟事件（原告がアペンドル株式会社である事件を除く。） 3分の1</p> <p>② 民事通常訴訟事件（原告がアペンドル株式会社のもの） 10分の3</p> <p>③ 少額訴訟事件 2分の1</p> <p>④ 民事に関するその他の事件（ただし、他の係が行う民事に関する事件を除く。） 2分の1</p> <p>⑤ 令状請求事件 8分の1</p> <p>⑥ 5係が原裁判をした事件の差戻事件 全部</p> <p>⑦ 2係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p>	月 木 木 火(2週に1回)
	(3係) 簡易裁判所判事 笹原 誠	<p>① 調停申立事件 10分の1</p> <p>② 公判請求事件 3分の1</p> <p>③ 令状請求事件 8分の1</p> <p>④ 民事通常訴訟事件（原告がアペンドル株式会社である事件を除く。） 3分の1</p>	月 火 水(2週に1回) 水

		タクル株式会社のもの) 10分の3 ⑤ 略式請求事件 2分の1 ⑥ 医療観察法第24条第2項の嘱託による事実の取調べ 全部 ⑦ 簡易裁判所の出張事件処理要領に基づく調停申立事件 全部 ⑧ 4係が原裁判をした事件の差戻事件 全部 ⑨ 3係が原裁判をした事件の再審事件 全部	
(4係) 簡易裁判所判事 及川節子		① 調停申立事件 2分の1 ② 公判請求事件 3分の2 ③ 略式請求事件 2分の1 ④ 交通即日処理事件 全部 ⑤ 令状請求事件 2分の1 ⑥ 刑事に関するその他の事件(ただし、他の係が行う刑事に関する事件を除く。) 全部 ⑦ 3係が原裁判をした事件の差戻事件 全部 ⑧ 4係が原裁判をした事件の再審事件 全部	金 木 水 月 火、水(2週に1回)
(5係) 簡易裁判所判事 久川三紀夫		① 民事通常訴訟事件(原告がアペンタクル株式会社である事件を除く。) 3分の1 ② 民事通常訴訟事件(原告がアペンタクル株式会社のもの) 10分の1 ③ 調停申立事件 5分の2 ④ 令状請求事件 8分の1 ⑤ 1係が原裁判をした事件の差戻事件 全部 ⑥ 5係が原裁判をした事件の再審事件 全部	金 火 月 木(2週に1回)
(2) 真岡	(1係) 簡易裁判所判事 中畑洋輔	① 民事通常訴訟事件及び少額訴訟事件 全部 ② 調停申立事件 全部	金 月、火

		<p>③ 民事に関するその他の事件 全部</p> <p>④ 刑事公判請求事件 全部</p> <p>⑤ 刑事に関するその他の事件（ただし、2係及び3係が行う刑事に関する事件を除く。） 全部</p> <p>⑥ 2係及び3係が原裁判をした事件の差戻事件 全部</p> <p>⑦ 1係、2係及び3係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p>	木
	(2係) 簡易裁判所判事 笹 原 誠 (職務代行)	<p>① 略式請求事件（公職選挙法違反事件に限る。） 2分の1</p> <p>② 1係がした略式命令に対する正式裁判請求事件及び略式不相当事件 2分の1</p> <p>③ 1係が原裁判をした事件の差戻事件 2分の1</p>	
	(3係) 簡易裁判所判事 及 川 節 子 (職務代行)	<p>① 略式請求事件（公職選挙法違反事件に限る。） 2分の1</p> <p>② 1係がした略式命令に対する正式裁判請求事件及び略式不相当事件 2分の1</p> <p>③ 1係が原裁判をした事件の差戻事件 2分の1</p>	
(3) 大 田 原	(1係) 簡易裁判所判事 渡 辺 力	<p>① 公訴提起前の勾留に関する処分</p> <p>② 公訴提起後第1回公判期日前の勾留・保釈に関する処分 全部</p> <p>③ 令状請求事件</p> <p>④ 2係が原裁判をした事件の差戻事件 全部</p> <p>⑤ 3係が原判決をした民事に関する事件の差戻事件 全部</p> <p>⑥ 1係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p> <p>⑦ 3係が原裁判をした民事に関する再審事件 全部</p>	木, 金 木, 金
	(2係) 簡易裁判所判事	<p>① 略式請求事件（交通即日処理事件に限る。） 全部</p>	水

	東 尾 和 幸	<p>② 略式命令に対する正式裁判請求事件及び略式不相当事件（3係が担当するものを除く。） 全部</p> <p>③ 1係が原裁判をした事件の差戻事件 全部</p> <p>④ 3係が原裁判をした刑事に関する事件の差戻事件 全部</p> <p>⑤ 2係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p> <p>⑥ 3係が原裁判をした刑事に関する再審事件 全部</p>	
	(3係) 簡易裁判所判事 大 島 徹	<p>① 民事通常訴訟事件 全部</p> <p>② 少額訴訟事件 全部</p> <p>③ 調停申立事件 全部</p> <p>④ 保全事件 全部</p> <p>⑤ 証拠保全事件 全部</p> <p>⑥ 過料事件 全部</p> <p>⑦ 刑事公判請求事件 全部</p> <p>⑧ 略式請求事件（交通即日処理事件を除く。） 全部</p> <p>⑨ 2係がした略式命令に対する正式裁判請求及び略式不相当事件</p> <p>⑩ 令状請求事件</p> <p>⑪ 公訴提起前の勾留に関する処分</p> <p>⑫ 民事及び刑事に関するその他の事件（1係及び2係が行う事件を除く。）</p>	水, 金 水, 金 水 月, 木 月, 火, 水 月, 火, 水
(4) 栃 木	(1係) 簡易裁判所判事 片 山 憲 一	<p>① 略式請求事件（在庁）</p> <p>② 令状請求事件及び公訴提起前の勾留に関する処分</p> <p>③ 刑事公判請求事件の第1回公判期日前の勾留・保釈に関する処分 5分の2</p> <p>④ 3係が原裁判をした事件の差戻事件 全部</p> <p>⑤ 1係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p>	
	(2係)	① 略式請求事件（在庁）	

	簡易裁判所判事 秋 庭 美 佳	<p>② 1係がした略式命令に対する正式裁判請求事件及び略式不相当事件 全部</p> <p>③ 令状請求事件及び公訴提起前の勾留に関する処分</p> <p>④ 刑事公判請求事件の第1回公判期日前の勾留・保釈に関する処分 5分の3</p> <p>⑤ 1係及び4係が原裁判をした事件の差戻事件 全部</p> <p>⑥ 2係及び4係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p>	
	(3係) 簡易裁判所判事 横 井 真由美	<p>① 2係及び4係がした略式命令に対する正式裁判請求事件及び略式不相当事件 全部</p> <p>② 2係が原裁判をした事件の差戻事件 全部</p> <p>③ 3係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p>	
	(4係) 簡易裁判所判事 笹 原 誠 (職務代行)	<p>① 民事通常訴訟事件 全部</p> <p>② 少額訴訟事件 全部</p> <p>③ 手形・小切手訴訟事件 全部</p> <p>④ 保全命令に関する事件 全部</p> <p>⑤ 民事証拠保全事件 全部</p> <p>⑥ 調停申立事件 全部</p> <p>⑦ 刑事公判請求事件 全部</p> <p>⑧ 略式請求事件(在庁及び在宅)</p> <p>⑨ 令状請求事件及び公訴提起前の勾留に関する処分</p> <p>⑩ 交通即日処理事件 全部</p> <p>⑪ 過料事件 全部</p> <p>⑫ 民事及び刑事に関するその他の事件 全部</p>	金 木 木
令状及び略式請求事件は、栃木簡易裁判所裁判官が別途協議して定める当番表による。			
(5) 小 山	(1係) 簡易裁判所判事 佐 宗 弘 貴	<p>① 民事(通常訴訟及び少額訴訟事件)に関する事件</p> <p>② 刑事公判請求事件</p>	木, 金 火

		<p>③ 調停申立事件</p> <p>④ 民事及び刑事に関するその他の事件（2係及び3係が行う事件を除く。）</p> <p>⑤ 2係及び3係が原裁判をした事件の差戻事件</p> <p>⑥ 1係が原裁判をした事件の再審事件</p> <p style="text-align: right;">以上全部</p>	月、水
	(2係) 簡易裁判所判事 秋庭美佳 (職務代行)	<p>① 1係がした略式命令に対する正式裁判請求事件及び略式不相当事件 2分の1</p> <p>② 1係が原裁判をした事件の差戻事件 2分の1</p> <p>③ 2係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p>	
	(3係) 簡易裁判所判事 横井真由美 (職務代行)	<p>① 1係がした略式命令に対する正式裁判請求事件及び略式不相当事件 2分の1</p> <p>② 1係が原裁判をした事件の差戻事件 2分の1</p> <p>③ 3係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p>	
(6) 足利	(1係) 簡易裁判所判事 小池新吉	<p>① 民事通常訴訟事件 全部</p> <p>② 少額訴訟事件 全部</p> <p>③ 調停申立事件 全部</p> <p>④ 民事に関するその他の事件 全部</p> <p>⑤ 刑事公判請求事件 全部</p> <p>⑥ 刑事に関するその他の事件（2係及び3係が行う刑事に関する事件を除く。） 全部</p> <p>⑦ 2係及び3係が原裁判をした事件の差戻事件 全部</p> <p>⑧ 1係が原裁判をした事件の再審事件 全部</p>	火 月 木 水
	(2係) 簡易裁判所判事	<p>① 1係が原裁判をした事件の差戻事件 2分の1</p>	

有 賀 直 樹	② 2係が原裁判をした事件の再審事件 全部	
(3係) 簡易裁判所判事 中 畑 啓 輔	① 公訴提起後第1回公判期日前の 勾留・保釈に関する処分 全部 ② 略式命令に対する正式裁判請求 事件及び略式不相当事件 全部 ③ 1係が原裁判をした事件の差戻 事件 2分の1 ④ 3係が原裁判をした事件の再審 事件 全部	

(別表第2)

1 栃木支部における裁判官の代理順序

判事 片山憲一, 同 秋庭美佳, 判事補(特) 横井真由美に差し支えがある場合は、次の順序で後者が前者を代理する。

判	事	片	山	憲	一	
同		秋	庭	美	佳	
判	事	補	(特)	横	井	真由美

2 栃木簡易裁判所における裁判官の代理順序

(1) 簡易裁判所判事 片山憲一, 同 秋庭美佳, 同 横井真由美に差し支えがある場合は、次の順序で後者が前者を代理する。

簡易裁判所判事	片	山	憲	一	
同		秋	庭	美	佳
同		横	井	真由美	

(2) 簡易裁判所判事 笹原誠(職務代行)に差し支えがある場合は、次の順序で代理する。

簡易裁判所判事	横	井	真由美		
同		片	山	憲	一
同		秋	庭	美	佳

(別表第3)

1

令状請求事件及び公訴提起前の勾留に関する処分並びに被疑者段階の国選弁護人選任に関する処理	宇簡裁	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日	簡易裁判所判事 久川三紀夫, 同 杉田孝行, 同 高橋弘人, 同 笹原誠及び同 及川節子
	地 裁 本 庁	金曜日	判事 岡田健彦, 同 柴田誠, 同 小笠原義泰, 同 梶直穂, 同 東尾栄子, 判事補 柿部泰宏, 同 平古場郁弥及び同 渡邊聖人
公訴提起後 第1回公判 期日前の勾 留・保釈に 関する処分	宇簡裁	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日	簡易裁判所判事 久川三紀夫, 同 杉田孝行, 同 高橋弘人, 同 笹原誠及び同 及川節子
	地 裁 本 庁	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日	判事補 柿部泰宏及び同 平古場郁弥 判事 岡田健彦, 同 柴田誠, 同 小笠原義泰, 同 梶直穂, 同 東尾栄子及び判事補 渡邊聖人

※ 令状請求事件及び公訴提起前の勾留に関する処分並びに被疑者段階の国選弁護人選任に関する処理につき、裁判官会議又はこれに準ずる行事が開催され、担当すべき裁判所に所属する裁判官に差し支えが生じる場合には、他の裁判所（例えば、地裁本庁に所属する裁判官に差し支えが生じる場合には宇簡裁）に所属する本表記載の裁判官が担当する。

2

地方裁判所裁判官に差し支え	
判事補	渡邊聖人
同	平古場郁弥
同	柿部泰宏
簡易裁判所裁判官に差し支え	
簡易裁判所判事	東尾栄子
同	梶直穂
同	小笠原義泰

(別表第4)

児童虐待防 止法による 臨検捜索許 可状	判事補 柿部泰宏 同 平古場郁弥 同 渡邊聖人
-------------------------------	-------------------------------

なお、配てんの順序は、①判事補 渡邊聖人、②同 平古場郁弥、③同 柿部泰宏の順とする。

(別表第5)

1 本庁及び宇都宮簡易裁判所に勤務する裁判官

A 欄	判	事												
	同													
	同													
	同													
	同													
	同													
	同													
	同													
	同													
	同													
	同													
	同													
	同													
	同													
	同													
B 欄	簡易裁判所判事													
	同													
	同													
	同													

2 支部及び管内簡易裁判所（宇都宮を除く。）に勤務する裁判官

真岡支部	判事	中	畠	洋	輔
大田原支部	判事	渡	辺	力	
大田原簡易裁判所	同	東	尾	和	幸
	簡易裁判所判事	大	島		徹
栃木支部	判事	片	山	憲	一
	同	秋	庭	美	佳
	判事補（特）	横	井	真由	美
足利支部	判事	有	賀	直	樹
足利簡易裁判所	同	中	畠	啓	輔
	簡易裁判所判事	小	池	新	吉
小山簡易裁判所	簡易裁判所判事	佐	宗	弘	貴

(注) 支部及び管内簡易裁判所勤務（宇都宮を除く。）の裁判官に対しては、当分の間、夏期休廷期間及び年末年始を除いた期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日（開庁日の前日を除く。）に限り、年3回を目安として指定する。

(別表第6)

月曜日	合議事件に 関するもの	判事補 柿部泰宏及び同 平古場郁弥
火曜日		
水曜日		
木曜日	単独事件に 関するもの	判事補 渡邊聖人
金曜日		

なお、合議事件に関するものの配てんの順序は、①判事補 平古場郁弥、②同 柿部泰宏の順とする。

(別表第7)

月曜日	判事補 渡邊聖人
火曜日	判事補 柿部泰宏及び同 平古場郁弥
水曜日	判事補 柿部泰宏
木曜日	判事補 平古場郁弥
金曜日	判事補 柿部泰宏及び同 平古場郁弥

なお、金曜日の配てんの順序は、①判事補 平古場郁弥、②同 柿部泰宏の順とし、各曜日の代理順序は、各曜日を通じて、①判事補 渡邊聖人、②同 平古場郁弥、③同 柿部泰宏の順とする。

(参考)

本庁において取り扱う事件

- 1 真岡支部及び栃木支部の不動産、船舶、航空機、自動車及び建築機械に対する強制執行事件並びに不動産、船舶、航空機、自動車及び建築機械を目的とする担保権の実行としての競売等事件（栃木支部につき、平成12年12月15日裁判官会議決議、平成13年2月1日施行、真岡支部につき、平成14年2月15日応急措置、同年3月1日施行）
- 2 真岡支部、大田原支部、栃木支部及び足利支部における地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく訴訟及びこれを本案とする民事保全事件に関する事務（平成14年6月28日裁判官会議決議、平成14年9月1日施行）
- 3 労働審判事件（平成17年12月16日裁判官会議決議、平成18年4月1日施行）
- 4 会社更生事件（平成18年12月15日裁判官会議決議、平成19年1月1日施行）
- 5 医療観察事件（ただし、医療観察法第33条第1項、第59条第1項・第2項の申立てにかかる事務、医療観察法による鑑定入院命令に関する処分並びに医療観察法による精神保健審判員が任命される前の各種通知事務を除く。）（平成17年6月17日裁判官会議決議、同年7月1日施行）